

神奈川RB 第11回総会 資料



開催日時:2009年2月1日(日) 10:30～
会場:かながわ県民活動サポートセンター 711会議室

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

神奈川 RB 総会資料 目次

内 容	ページ
1 神奈川 RB 第 1 1 回総会次第	3
2 神奈川 RB 宣言	4
3 2008 年度を総括して～代表より～	5
4 2008 年度 活動報告に関する件	6
5 2008 年度 会計報告に関する件	8
6 2009 年度 役員選出に関する件	9
7 2009 年度 活動計画に関する件	10
8 2009 年度 予算案に関する件	12
9 神奈川 RB 規約	13
10 神奈川 RB 組織図	20
11 神奈川 RB 会議構成図	21
12 神奈川 RB 会員分布表	22
13 神奈川 RB アマチュア無線クラブ通常総会資料	23
14 神奈川 RB 連絡先	28

神奈川 RB 第 1 1 回総会 次第

－第 1 部 神奈川 RB 総会－

- 1 開会
- 2 総会議事
 - 2008 年度 活動報告に関する件
 - 2008 年度 決算に関する件
 - 2009 年度 役員選出に関する件
 - 2009 年度 活動計画に関する件
 - 2009 年度 予算案に関する件
 - 神奈川 RB 規約改正に関する件
- 3 2009 年度代表挨拶
- 4 2009 年度役員・リーダー紹介
- 5 お知らせ
- 6 閉会

－第 2 部 アマチュア無線クラブ総会－

- 1 開会
- 2 総会議事
 - 2008 年度 活動報告に関する件
 - 会員数報告
 - 2008 年度 決算に関する件
 - 定款見直しに関する件
 - 2009 年度 理事選出に関する件
 - 2009 年度 活動計画に関する件
- 3 2009 年度会長挨拶
- 4 2009 年度役員紹介
- 5 お知らせ
- 6 閉会

神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時においてオートバイの機動性を活かして被災地のために救援活動とその支援を行います
2. 我々は、ボランティア活動を基本とし活動上発生した傷害は加害被害を問わず自己責任とします
3. 我々は、自己完結型のボランティアを目指します
4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

2008 年度を総括して ～代表より～

08 年度の代表を勤めさせていただきました、矢代です

本年は総会当日に数年ぶりに自身の体調を崩して欠席したのちなかなかミーティングにも参加できない日が重なり皆さんに迷惑をかけましたが、役員、会員の皆様が会を盛り上げてくださり本日を迎えることが出来ましたことに感謝いたします。

また、今年は今までのつながりがあってこそですが更に今までお付き合いのなかった団体様と新たに交流させていただけるようになってきました。

さて、当 R B 同様に近隣 R B も会の継続について苦労していると聞いています。

近隣 R B との共同イベントをより有効に活用することが必要でしょう

気張ると長続きしませんのんびり地道にコツコツと活動していきましょう。

気張らなくても「継続できること、それが一番大事」です。

2008年度神奈川RB代表 矢代幸雄

2008 年度 活動報告に関する件

月	日	イベント内容 (担当者)	開催場所
1 月	26 日	臨時ミーティング(事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター
	27 日	赤十字救急法競技会見学 (救命救急分科会)	横浜市神奈川区 平沼記念体育館
2 月	3 日	2008 年度 神奈川 RB 総会 親睦会 (事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市西区 T. G. I. フライデーズ
3 月	1 日	JAXA 超高速インターネット衛星きずな (WINDS) の災害 時運用協力団体選定ヒアリング (沢田、池田)	茨城県 つくば市
	2 日	運営ミーティング (事務局) 会報発送作業 (事務局)	海老名市 海老名サポートセンター
4 月	5 日	無線通信訓練【非常通信訓練コンテスト】(情報通信分科会)	神奈川県内 (各自参加)
	6 日	運営ミーティング (事務局)	海老名市 海老名サポートセンター
	12 日	清水 RB 合同ツリング 参加(静岡市) (沢田)	
5 月	3 日	広島フラワーフェスティバルパレード (矢代)	広島市平和祈念公園、平和大通り他
	13 日	8 都県市総合防災訓練内容説明会(県防災局担当者)	横浜市 県民活動サポートセンター
	27 日	神奈川災害ボラネット、神奈川 RB 参加 (山田) 8 都県市総合防災訓練第 1 回全体会議	横須賀市役所
6 月	8 日	運営ミーティング (事務局)	海老名市 海老名サポートセンター
7 月	5 日	屋外無線運用訓練【6m&Down コンテスト】(情報通信分科会)	厚木市 相模川河川敷 (あゆみ橋付近)
	6 日	運営ミーティング (事務局)	海老名市 海老名サポートセンター
	19-20 日	オフロード ツリング キャンプ (夏賀、バイク分科会)	山梨県南巨摩郡 早川町
8 月	2 日	運営ミーティング	横浜市 県民活動サポートセンター
	3, 16, 27 日	横須賀市社協 VC 立上訓練協力 (打合せ、現地確認・調整・リハール) (震災時活動研究分科会)	横須賀市総合福祉会館／横須賀市内
	23 日	ハムフェア(有明) 見学 (沢田、情報通信分科会)	東京 ビッグサイト
	30 日	横須賀市社協 VC 立上訓練 (震災時活動研究分科会)	横須賀市総合福祉会館／横須賀市内
9 月	1 日	8 都県市総合防災訓練展示参加(震災時活動研究分科会)	横須賀市
	7 日	運営ミーティング (事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター
	17 日	8 都県市総合防災訓練第 3 回全体会議	横須賀市 市役所
	20 日	NPO 愛知ネット (JAXA WINDS 実験事業契約者) と打合せ。 (神奈川 RB、協力団体に決定) (沢田、山田)	新橋
	20 日	津久井赤十字病院防災訓練 (矢代)	津久井市 津久井赤十字病院
	23 日	東京帰宅困難者訓練支援 (東京、神奈川コース)	日比谷公園出発
10 月	4 日	運営ミーティング (事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター
	18 日	JAXA WINDS 実験打合せ (沢田、夏賀)	茨城県 つくば市
	24 日	DUMBO II 災害支援衛星プロジェクト見学 (沢田)	(タイ)
11 月	3 日	走行訓練 (災害時走行、他) (夏賀、バイク分科会)	横浜市消防訓練センター出発→県内
	9 日	運営ミーティング (事務局)	海老名市 海老名サポートセンター
	12~14 日	四国地方非常通信訓練見学 (JAXA WINDS 関連機器見学、設営実習) (沢田、夏賀、山田)	徳島市 徳島県防災センター
	22-23 日	I Love つづきジュニアサバイバルキャンプ (尾崎) 同上 (APRS, WiRES 通信実験展示 (沢田))	都筑区 武蔵工業大学横浜キャンパス
12 月	6 日	運営ミーティング (事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター
	7 日	20 年度赤十字救急法競技会見学(救命救急分科会)	横浜市神奈川区 平沼記念体育館
	20 日	総会案内発送 (事務局)	手塚事務局長

2008 年度 決算に関する件

2008年度神奈川RB決算に関する件（総会議事）

自2008年1月1日 至2008年12月31日

1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	307,604	
会費	102,300	
寄付	7,000	中島信義様他
備品売上	0	
備品貸与	0	
雑収入	17,188	ゆうちょ銀行利息、預り金など
合計	434,092	

2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	0	ポスター、関係団体広報費
交通費	0	交通費補助
備品代	16,537	ゼッケン費用
諸会費	9,160	総会会場費、ロッカー代等
通信費	30,490	切手代他
消耗品代	3,198	封筒、他
無線C費	11,300	無線通信C関係
雑費	17,770	振込み手数料、預り金支出
次期繰越金	345,637	ゆうちょ銀行、SMBC神田、手元現金
合計	434,092	

上記2008年度決算報告書を監査の上、問題が無いことを確認した。

神奈川RB会計監査 **山田泰** 印

神奈川RB会計監査 **梶エミ子** 印

印影付き本書は事務局にて保管

2009 年度 役員選出に関する件

以下の者を 2009 年度神奈川 RB 役員として推薦致します。

代表	矢代 幸雄
副代表	後藤 猛
	沢田 健介
	永野 靖彦
	夏賀 英樹
	原田 裕史
事務局長	山田 泰
会計監査	梶 エミ子
	太田 隆行

2009 年度 活動計画に関する件

月	日	イベント内容 (担当者)	開催場所
1 月	17 日 17-18 日	臨時ミーティング(事務局) 防災ギャザリング	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市 県民活動サポートセンター
2 月	1 日 22 日	2007 年度 神奈川 RB 総会 (役員) 親睦会 (事務局) JAXA WINDS(災害時運用)実証実験(沢田・他)	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市神奈川区 「ゆう」 茨城県つくば市 JAXA 筑波宇宙センター
3 月	1 日 6-7 日 未定	運営ミーティング (事務局) JAXA WINDS(災害時運用)実証実験(沢田・他) 会報発送作業 (事務局)	海老名市 海老名サポートセンター 茨城県つくば市 JAXA 筑波宇宙センター 未定
4 月	4 日 5 日 未定 未定 未定	無線通信訓練【非常通信訓練コンテスト】(情報通信分科会) 運営ミーティング (事務局) 神奈川グッドライダーミーティング (矢代) 走ろう会 ツーリング (バイク活動分科会) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	神奈川県内 各自参加 横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場 未定 横浜市 消防訓練センター
5 月	3 日 10 日 未定 未定	広島フラワーフェスティバルパレード (矢代) 運営ミーティング (事務局) 二輪車安全運転神奈川県大会 (矢代) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	広島市平和祈念公園、平和大通り他 海老名市 海老名サポートセンター 横浜市旭区 二俣川運転免許試験場 横浜市 消防訓練センター
6 月	6 日 未定 未定 未定 未定 未定	運営ミーティング (事務局) 八都県市総合防災訓練 打合せ 津久井赤十字病院フェスティバル (矢代) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎) 二輪車安全運転東京都大会 (矢代) 会報発送作業 (事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター 未定 津久井市 津久井赤十字病院 横浜市 消防訓練センター 府中運転免許試験場 未定
7 月	4 日 5 日 未定 未定	屋外無線運用訓練【6m&Down コンテスト】(情報通信分科会) 運営ミーティング (事務局) 八都県市総合防災訓練 打合せ 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	神奈川県内または近県 海老名市 海老名サポートセンター 未定 横浜市 消防訓練センター
8 月	1 日 23, 29 日 30 日	運営ミーティング 八都県市総合防災訓練 現地確認走行 (震災時活動研究分科会) 八都県市総合防災訓練 (震災時活動研究分科会)	横浜市 県民活動サポートセンター 小田原市 酒匂川スポーツ広場 小田原市 酒匂川スポーツ広場
9 月	6 日 未定 未定 未定	運営ミーティング (事務局) 八都県市総合防災訓練全体会議 打合せ 津久井赤十字病院防災訓練 (矢代) 会報発送作業 (事務局)	海老名市 海老名サポートセンター 未定 津久井市 津久井赤十字病院 未定
10 月	4 日 初旬 未定 未定	運営ミーティング (事務局) 全国白バイ安全運転競技大会神奈川県警応援 (矢代) 神奈川グッドライダーミーティング (矢代) 走ろう会ツーリング (バイク活動分科会)	横浜市 県民活動サポートセンター 茨城県 自動車安全運転センター 神奈川県運転免許試験場 未定
11 月	8 日 未定	運営ミーティング (事務局) 消防訓練センター会場維持整備・走行訓練 (尾崎)	海老名市 海老名サポートセンター 横浜市 消防訓練センター
12 月	6 日 未定 未定	運営ミーティング (事務局) 赤十字救急法競技会 (救急救命分科会) 総会案内・会報発送作業 (事務局)	横浜市 県民活動サポートセンター 横浜市神奈川区 平沼記念体育館 未定

2009 年度 予算案に関する件

2009年度神奈川RB予算に関する件(総会議事)

自2009年1月1日 至2009年12月31日

1. 収入の部

内訳	金額	備考
前期繰越金	345,637	
会費	93,000	@3000×31名
合計	438,637	

2. 支出の部

内訳	金額	備考
広報費	15,000	ポスター、関係団体広報費
交通費	30,000	交通費補助他
備品代	15,000	ゼッケン費用
諸会費	20,000	HP保守、総会会場費、ロッカー代等
通信費	20,000	切手代他
消耗品代	10,000	封筒他
無線C費	12,000	JARL会費、電波使用料等
会場費	10,000	走行訓練会場費他
雑費	5,000	振込み手数料、他
予備費	323,637	
合計	438,637	

神奈川R B 規約

【神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク規約】

第1章 総則

(名 称)

第1条

本会は、「神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。

2. 通称を「神奈川R B」とする。

(目 的)

第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

(基本理念)

第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

(事 業)

第4条

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 会員の訓練及び研修。
- ② 会員相互の交流と親睦に関する活動。
- ③ 本会の広報活動と啓蒙活動。
- ④ 同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力。
- ⑤ 震災に関する情報収集、研究。
- ⑥ その他、目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第5条

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会員及び会費

(会 員)

第6条

会員は本会の目的、理念に賛同する者とする。

神奈川R B 規約

(会員の権利)

第7条

会員は本会の目的に必要なすべての権利を有する。

(会員の義務)

第8条

会員は本会に入会手続きを行うとともに本規約及び別途定める細則などを遵守する。

(会費などの納入義務)

第9条

会員は細則に示す年会費を当該年度中に納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することがある。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 除名

(退会)

第11条

1. 退会する会員は別途定める退会届を提出するものとする。
2. 会費はいかなる理由でも返金しない

(除名)

第12条

会員が各号のひとつに該当する時は運営ミーティングの審議並びに代表の承認によりこれを除名することができる。

- ① 本会の名誉を著しく毀損した場合。
- ② 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合。
- ③ 本会の秩序を損なう行為を行った場合。

第3章 総会

(総会の構成)

第13条

本会の総会は会員を持って構成する。

神奈川R B 規約

(総会の種類)

第14条

本会の総会は通常総会、及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第15条

通常総会は、毎年1回代表が招集する。

2. 臨時総会は次に掲げる号に従い代表が招集する。

① 代表が必要と認めたとき

② 運営会議で必要と決議したとき

③ 3分の1以上の会員より召集の請求があったとき

3. 会計監査が召集の必要を認めたとき

4. 総会の招集は会議の目的ならびに日時などを記載した書面を持って会日の10日前までに発信通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条

総会の議長は出席した会員の中から選出する。

(総会の決議)

第17条

総会は第15条の手続きによって成立し、委任状を含む出席会員の過半数をもってこれを決議する。

(表決権)

第18条

会員は総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)

第19条

次の事項は総会の議決を要する。

① 規約の変更

② 事業計画及び収支予算の決算報告

③ 事業報告及び会計報告

④ 役員の選任並びに解任

⑤ 本会の解散

⑥ 5号の場合の精算人の選任および残余財産の処分方法

⑦ その他特に重要な事項

神奈川 R B 規約

(総会の特別決議)

第 20 条

前第 19 条第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の決議は委任状を含む出席会員の 3 分の 2 以上の多数でこれを決議する。

(総会の決議事項の通知)

第 21 条

代表は総会の終了後遅滞なく決議事項を会員に通知する。

(総会の議事録)

第 22 条

総会の議事については議事録を作成する。

第 4 章 役員

(役員の種類、人数)

第 23 条

本会役員は、以下の通りとする。

- | | |
|---------|-----|
| ① 代 表 | 1 名 |
| ② 副 代 表 | 若干名 |
| ③ 事務局長 | 1 名 |
| ④ 会計監査 | 2 名 |

(役員資格)

第 24 条

役員は会員であり総会において選任及び解任される。

2. 役員の再任は妨げない。

(役員の任期)

第 25 条

役員の任期は選任以降から事業年度の総会までとする。

2. 期の半ばに選任された役員の任期は当該年度の総会までとする。

神奈川R B 規約

(役員の任務)

第 26 条

1. 代表は、本会を代表し、事業を総理する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合職務を代行する。
3. 事務局長は、事務局を統括する。
4. 会計監査は、本会の業務執行並びに会計状況を監査する。

第 5 章 運営ミーティング

(運営ミーティングの構成)

第 27 条

本会の運営ミーティングは会員をもって構成される。

(運営ミーティングの招集)

第 28 条

運営ミーティングは必要に応じ役員が召集する。

(運営ミーティングの議長)

第 29 条

運営ミーティングの議長は出席した会員の中から選任する。

(運営ミーティングの決議)

第 30 条

運営ミーティングの決議は出席会員の過半数をもって行う。

(運営ミーティングの決議事項)

第 31 条

運営ミーティングでは本会の運営に関する諸課題について決議する。

(運営ミーティングの議事録)

第 32 条

運営ミーティングの議事は議事録を作成しこれを保管する。

神奈川R B 規約

第6章 事務局・分科会等

(事務局)

第33条

本会は本会運営に必要な事務を分掌するために事務局を置く。

(分科会等)

第34条

本会は担当分野毎に分科会を置き本会の目的達成に必要な活動を行う。

- ① 分科会にはリーダーを置く

(地区リーダー)

第35条

本会は県内を分割して本会の目的達成に必要な活動を行う。

- ① 各地区にはリーダーを置く

第7章 会計

(会計年度)

第36条

本会の会計年度は毎年1月1日から12月末日までとする。

(収支報告)

第37条

本会の会計報告は総会において行われる。

第8章 管理

(規約などの設置)

第38条

代表は規約、細則、並びに総会及び運営ミーティングの議事録を事務局に備え置く。

(報告書)

第39条

代表は事業年度終了後、その任期中の年度にかかる各号に掲げる報告書を作成し会計監査に提出する。

- ① 事業報告書
- ② 会計報告書

神奈川 R B 規約

第 9 章 関連組織

(下部組織)

第 40 条

本会は、下部組織を持つことが出来る。

- ① 本会は、下部団体として、総務省令無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第 6 条の 2 で定めるアマチュア無線の社団局を設置し、その運用は、同令に基づき定めた定款に従うものとする。

付則

- 1. 本規約は 2008 年 2 月 3 日に改訂し、同日より施行する。

細則

- 1. 規約第 9 条の会費については以下に定める。
 - ① 会員は年会費 3,000 円を事業年度中に納入する。
 - ② 中途加入の会員は①号、若しくは年度残月数に応じて月額 300 円を事業年度中に納入する。

神奈川 R B 組織図

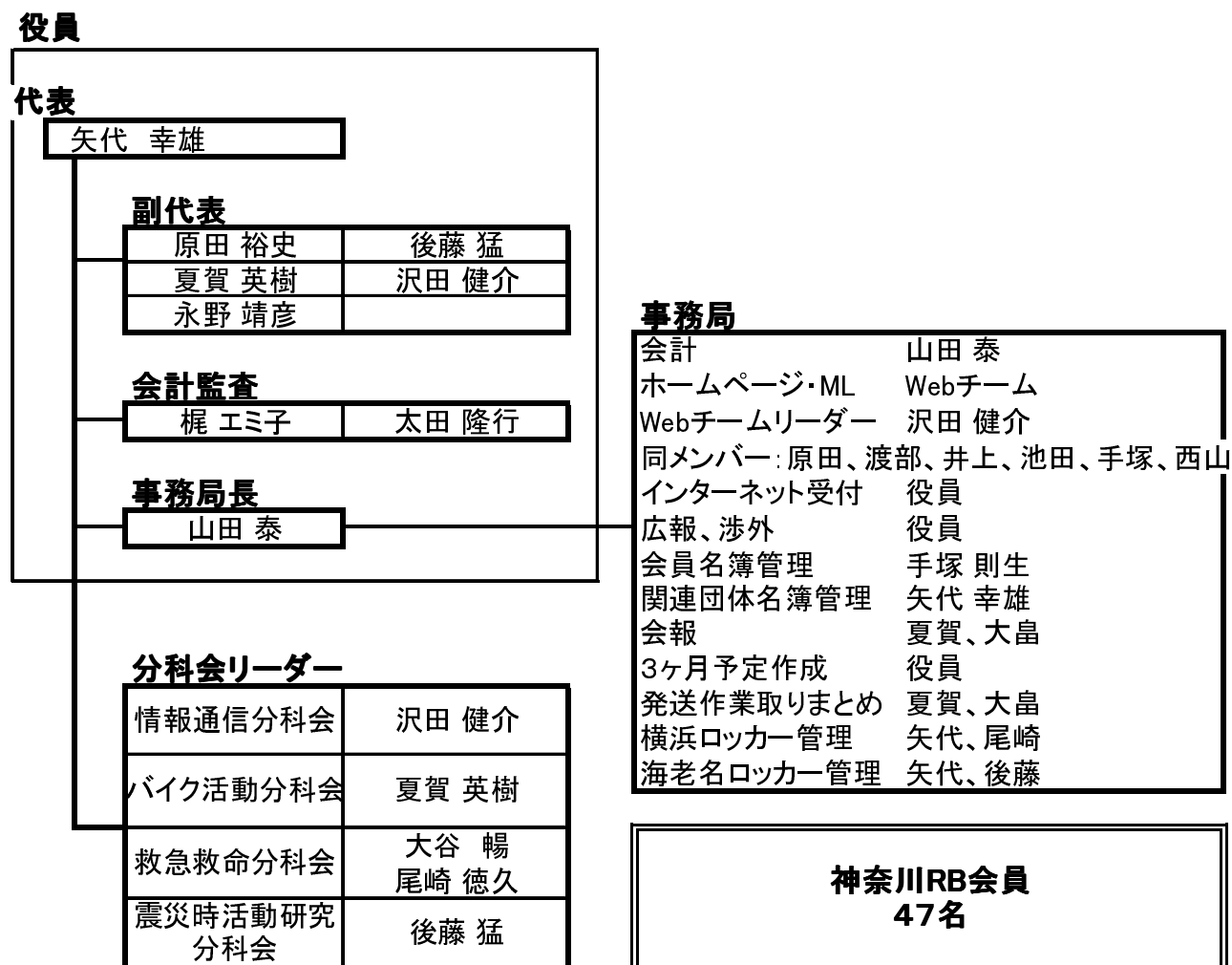
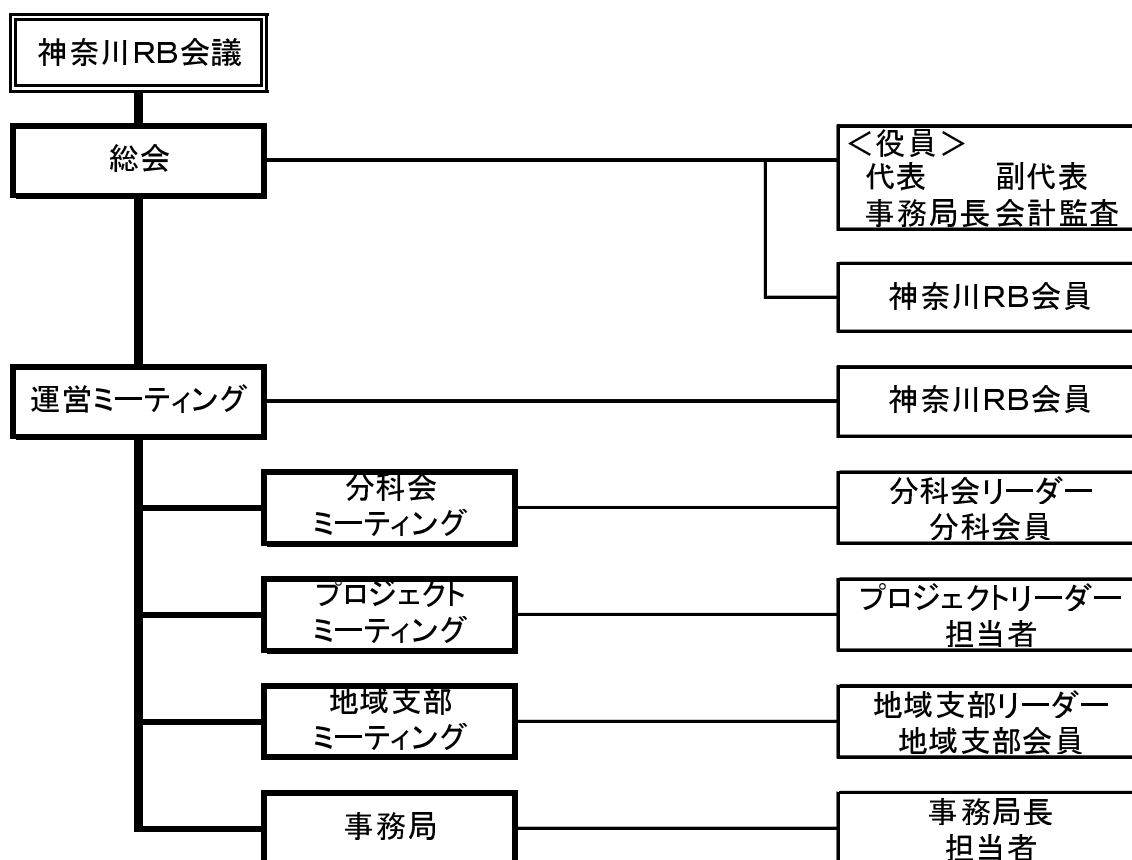


図 1

- * 地区リーダーは必要が生じた時に制定する。
- * 外部からの問い合わせ窓口はWebチームが行う。

神奈川R B 会議構成図



神奈川 R B 会員分布表

会員 No.	名前	地区（住所）	会員 No.	名前	地区（住所）
1	山田 泰	南部（鎌倉市）	59	渡辺 和也	西部（相模原市）
2	中島 信義	（山梨県北杜市）	60	村井 浩久	東部（川崎市宮前区）
5	井上 哲也	南部（横浜市戸塚区）	61	舟田 裕	東部（川崎市高津区）
7	梶 エミ子	東部（川崎市麻生区）	64	太田 隆行	東部（川崎市麻生区）
9	太田 真幸	南部（横浜市栄区）	74	西山 圭	南部（横浜市金沢区）
10	加藤 路香	西部（厚木市）	77	鈴木 啓司	東部（東京都港区）
12	山本 泰彦	（北海道札幌市）	80	加藤 克美	西部（厚木市）
15	伊藤 浩章	南部（横浜市栄区）	81	後藤 猛	西部（海老名市）
16	鈴木 功	西部（伊勢原市）	82	夏賀 英樹	東部（川崎市麻生区）
17	加藤 英宗	西部（厚木市）	83	梶 修平	東部（川崎市麻生区）
18	永山 充	西部（伊勢原市）	84	尾崎 徳久	南部（横浜市保土ヶ谷区）
22	原田 裕史	東部（川崎市中原区）	85	小波 浩通	南部（横須賀市）
24	沖野 雅之	東部（川崎市麻生区）	87	永野 靖彦	北部（相模原市）
26	宇波 郁道	北部（相模原市）	88	永野 貴子	北部（相模原市）
27	宇田津 省二	南部（横浜市青葉区）	90	田中 博之	西部（中郡大磯町）
29	佐藤 眞澄	東部（川崎市宮前区）	93	渡部 祐史	南部（横浜市緑区）
36	池田 喜由	（東京都多摩市）	94	沢田 健介	南部（横浜市神奈川区）
38	古賀 陽一	南部（横浜市青葉区）	97	伊藤 和博	（茨城県日立市）
40	河内 善徳	南部（横浜市保土ヶ谷区）	98	大谷 暢	西部（平塚市）
45	菊田 誠	南部（横浜市緑区）	99	中山 知則	南部（横浜市港南区）
52	矢代 幸雄	北部（相模原市）	101	梶 浩司	東部（川崎市麻生区）
53	手塚 則生	南部（横浜市港北区）	103	大畠 浩介	西部（茅ヶ崎市）
54	田村 良平	北部（相模原市）	104	對馬 健一	南部（横浜市戸塚区）
57	神林 邦彦	南部（横浜市戸塚区）			
2009.1.24 現在 47 名					

会員名簿について

- * 会員名簿は事務局長により管理されています。
- * 名簿の記載内容は、本人の承諾なしに公表されたり利用されたりすることはありませんが、神奈川 RB の活動において必要とされる場合には、そのリーダー等に知らされることがあります。
- * 名簿の記載内容に変更が生じた場合は速やかに事務局長へご連絡ください。
- * 名簿を使用する際には、使用目的を添えて事務局長へ申し出てください。

神奈川 RB アマチュア無線クラブ 2009 年通常総会

2009 年 2 月 1 日(日) かながわ県民活動サポートセンター

作成: 沢田健介(情報通信分科会)

1. 活動報告

2008/4/5 無線通信訓練(JARL 神奈川県支部主催 非常通信訓練コンテスト参加)

2008/7/6 屋外無線通信訓練(JARL 主催 6m&Down コンテスト参加, 厚木市)

2008/8/14 JARL(日本アマチュア無線連盟)年会費納付

2008/11/22 デモ運用(I love つづきジュニアサバイバルキャンプ, 都筑区)

2. 会員数報告

入会者 1 名, 退会者 0 名(2008/1/1~2008/12/31)

会員数 21 名(2009/2/1 現在)

3. 決算報告

収入の部

日付	名称	内容	金額	合計
8 月 14 日	神奈川 RB 会計	入金	10,800	10,800
9 月 5 日	神奈川 RB 会計	入金	500	500
計			11,300	11,300
前期繰越金				0
合計				11,300

支出の部

日付	名称	内容	雑費	番号
8 月 14 日	日本アマチュア無線連盟	JARL 年会費	10,800	
9 月 5 日	関東総合通信局	電波利用料	500	
計			11,300	
次期繰越金			0	
合計			0	

4. 定款見直し

必要があれば定款の見直しを行う。

5. 役員選出

以下の者を本年度役員として推薦します。

- ・ 会長(1名) 沢田健介(JL1GJE)
- ・ 副会長(2名) 古賀陽一(7M4TBA), 神林邦彦(7N4LKR)
- ・ 監事(1名) 山田泰(JR1HDE)

6. 活動計画

- ・ 無線通信訓練(2009/4/4)
- ・ 屋外無線通信訓練(2009/7/4)
- ・ 神奈川県総合防災 訓練運用(未定)
- ・ アマチュア無線免許取得者支援(随時)
- ・ QSL カード製作 & 発行
- ・ 懇親会(適宜)

神奈川ＲＢアマチュア無線クラブ定款

(名称)

第1条 本社は、神奈川ＲＢアマチュア無線クラブと称する。

(事務所)

第2条 本社の事務所および常置場所は、本定款第11条で定める会長の自宅内に置く。

(目的)

第3条 本社は、無線通信技術の自己訓練及び、災害時等における有効な通信技術の研究業務を行うことを目的として設立する。

(事業)

第4条 本社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員同士が必要と認めたときは、随時各会員間の無線交信訓練を行う
- (2) 会員同士の会合を持ち、技術の習得と情報交換及びその他の事業を行う
- (3) 本社团局の運用を行うとともに、災害時に於いては災害支援活動を行う
- (4) 会員同士の親睦と無線技術の向上を目的に、移動運用等の訓練行事を行う
- (5) 防災訓練や非常通信訓練等に参加し、訓練のための無線通信を行う
- (6) アマチュア無線を始めようとする人に対し、免許取得及び開局のための援助活動を行う

(入会の資格)

第5条 オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより震災時の情報活動や救援活動の支援を行い地域社会に貢献することを目的とし、神奈川県内を主な活動場所とする非営利ボランティア団体である神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク(神奈川ＲＢ)の正会員で、且つ、アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者(施行規則第34条の8に規定する者を含む)のうち希望する者に本社团に入会する資格を与える。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に会員の資格を失う。

- (1) 神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの正会員でなくなったとき
- (2) 有効な無線従事者の資格(施行規則第34条の8に規定する者を含む)を有しなくなったとき

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本社团が設置する無線設備を、保有する無線従事者資格の操作範囲内で操作する権利
- (2) 総会において議決権を行使する権利

(会費)

第8条 本社团の入会費および会費は無料とする。社团の維持のために必要な経費は、神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク事務局から承認の上、提供を受けるものとする。

(役員)

第9条 本社团に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員の任務)

第10条 会長は、本団を代表し本団の運営を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、会長に代わり本団を代表する。
監事は、本団の運営・会計を監査する。

(役員の任免)

第11条 役員の任期は1年とし、毎年1回、本定款第12条に定める総会に於いて本団の会員の中から選出される。
任期の途中で退任した場合は、全役員協議のうえ新役員を選出するものとする。
その場合の任期は前役員の残任期間とする。
ただし、後任者が選出出来ない場合は、次の役員選出まで欠員とする。

(総会)

第12条 本団の運営に関しては、毎年1回、総会に於いて年間の事業計画を決定する。総会は、その便宜上、神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの年次総会と同時に開催するものとする。ただし会長が必要と認めた場合は随時、臨時総会を開催することを妨げない。臨時総会の機能は総会に準ずるものとする。総会では次の事項を審議する。

- (1) 会計報告
- (2) 活動報告及び事業計画
- (3) 役員の選出
- (4) その他必要な事項

(資産)

第13条 本団の資産は、本団が設置する無線設備およびその周辺機器とする。

(改正)

第14条 本規約は、総会において改正することが出来る。

(規定外事項)

第15条 本定款に記載のない事項および疑義事項については、別に定める神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの会員規約に準ずるものとする。

付則

本規約は平成18年9月1日から効力を有する。

神奈川ＲＢアマチュア無線クラブ構成員名簿（2009 年 2 月 1 日現在）

No.	氏名	コールサイン	備考
1	沢田 健介	JL1GJE	会長
2	古賀 陽一	7M4TBA	副会長
3	神林 邦彦	7N4LKR	副会長
4	山田 泰	JR1HDE	監事
5	大谷 暢	7M1RDL	
6	井上 哲也	7M4PYL	
7	梶 エミ子	7M4TCM	
8	永山 充	7N4FFW	
9	太田 隆行	7N4MOY	
10	尾崎 徳久	JA1WSM	
11	伊藤 和博	JE1BQT	
12	矢代 幸雄	JE1DYA	
13	原田 裕史	JE1SIZ	
14	後藤 猛	JF1HRW	
15	永野 貴子	JF1JFV	
16	永野 靖	JF1JGE	
17	夏賀 英樹	JF1TKX	
18	渡部 祐史	JI1TOB	
19	對馬 健一	JN4RKE	
20	佐藤 眞澄		2 級
21	池田 喜由		電話級

以上

神奈川 R B 連絡先

代表 : 矢代 幸雄
郵送先 : 〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター レターケース No.81

※宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛

と明記ください。

E-Mail :

F A X : 045-312-1862 (かながわ県民活動サポートセンター内 FAX を借用)

※宛先には必ず、

レターケース No.81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク宛

と明記ください。

ホームページ : <http://www.kanagawarb.org>

資料作成 : 2009. 1. 24

神奈川 RB 事務局